後期高齢者医療制度

1 保険料率決定

平成24年度・25年度の保険料率が決定しました

後期高齢者医療広域連合では、２年ごとの保険料率の見直しにより、次のとおりに決定しました。

均等割額：47,900円
所得割率：9.26％

2 保険料軽減

所得が低い人などは保険料が軽減されます

所得が低い人や被用者保険（協会けんぽ、健保組合、共済組合など）加入者に扶養されていた人の保険料は、軽減されます。また、保険料の年額は、均等割額と所得割額の合計で計算されます。

保険料額（年額）＝ 均等割額 ＋ 所得割額｛（総所得金額－ 33 万円）× 9.26％｝

※保険料の上限額が50万円から55万円へ変更となりました

ア．所得が低い人の軽減

■均等割額の軽減

世帯の総所得金額が『基礎控除額 33 万円』を超えますか？

- いいえ → 被保険者全員の年金収入額（その他の所得なし）がそれぞれ 80 万円を超えますか？
  - いいえ → 9 割軽減
  - はい → 8.5 割軽減
- はい → 世帯の総所得金額が『33 万円 ＋ 24.5 万円 × 世帯の被保険者数（被保険者の世帯主は除く）』の額を超えますか？
  - いいえ → 5 割軽減
  - はい → 世帯の総所得金額が『33 万円 ＋ 35 万円 × 世帯の被保険者数（被保険者の世帯主も含む）』の額を超えますか？
    - いいえ → 2 割軽減
    - はい → 軽減なし

●世帯の総所得金額…被保険者の世帯主の所得の合計

※総所得金額の計算には、専従者控除、譲渡所得の特別控除は適用されません。

■所得割額の軽減

被保険者の総所得金額が『33万円 ＋ 58万円』を超えない場合　5割軽減

イ．被用者保険加入者に扶養されていた人の軽減

被用者保険加入者に扶養されていた人も、保険料が軽減されます。

特別措置　当分の間は、均等割額が９割軽減されます（所得割額は軽減されません）。

対 象 者　75 歳になる誕生日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた人。

保険だより

■問い合わせ　住民課保険班
☎78-3113（内119・120）

高額な外来診療費が「認定証」提示で限度額以上の窓口支払いが不要に！

高額な外来診療を受けたとき

平成24年4月1日から…

今までの仕組みでは

ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、窓口で超過分の額をいったん支払っていました

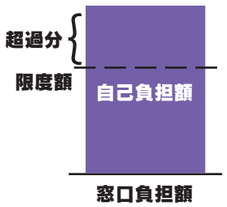

「認定証」を提示すると

窓口負担額が限度額を超えても、超過分の高額療養費を窓口で支払う必要がなくなります

「認定証」などの取得手続き

受　診　者	事前の手続き	病院・薬局などの窓口で
● 70歳未満の人 ● 70歳以上で、非課税世帯の人	加入する健康保険組合などに「認定証」（限度額適用認定証）の交付を申請	「認定証」を提示
● 70歳以上75歳未満で、非課税世帯ではない人	なし	「高齢受給者証」を提示
● 75歳以上で、非課税世帯ではない人	なし	「後期高齢者医療被保険者証」を提示

■「認定証」を提示しない場合
今までどおりの手続きをとることになります。
～従来の手続き～
高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担額と限度額との差額が、後日、加入している健康保険組合などから支給されます。

早めの払い戻し手続きをお願いします―

平成 23 年 12 月診療分までに医療費自己負担が限度額を超えている人に対して、高額療養費払戻の通知を送付しています。通知がきていて、まだ申請の手続きをしていない人は申請をお願いします。

申請時に必要な物　該当月の医療機関領収書、印鑑、世帯主の口座（通帳）